

茅ヶ崎市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和 3 年 1 月 7 日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

教育推進部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和2年12月25日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 社会教育課

〈指定重要文化財等保存修理費等補助金〉

指定重要文化財等保存修理費等補助金について、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課所管に係る補助金交付要綱の別表では、交付の時期は補助金交付決定通知後1月以内と規定していますが、補助金交付決定通知後1月以内に支払いをしていませんでした。

(2) 社会教育課小和田公民館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 社会教育課鶴嶺公民館

〈鶴嶺公民館高圧気中開閉器交換修繕〉

鶴嶺公民館高圧気中開閉器交換修繕について、茅ヶ崎市契約規則第7条では、「入札に当たっては、仕様書、設計書等により入札に付する事項の予定価格を定め、当該予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならない。」と規定しており、同第19条では、「政令第167条の2の規定により随意契約を締結しようとするときは、第7条の規定に準じ予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、予定価格が50万円未満の契約をするときは、予定価格調書の作成を省略することができる。」と規定されていますが、50万円以上の随意契約を締結するにあたり、予定価格調書を作成していませんでした。

(4) 社会教育課松林公民館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 社会教育課香川公民館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(6) 青少年課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(7) 青少年課体験学習センター

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(8) 青少年課青少年会館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(9) 図書館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(10) 図書館香川分館

〈電子複写機賃貸借契約〉

電子複写機賃貸借契約において、入札の手続きに不備がありました。